

昭和三十一年法律第百十四号

国の債権の管理等に関する法律

目次

- 第一章 総則（第一条—第四条）
 - 第二章 債権の管理の機関（第五条—第九条）
 - 第三章 債権の管理の準則（第十条—第二十三条）
 - 第四章 債権の内容の変更、免除等（第二十四条—第三十三条）
 - 第五章 債権に関する契約等の内容（第三十四条—第三十七条）
 - 第六章 雜則（第三十八条—第四十一条）
 - 附則
- 第一章 総則**
- (趣旨)**
- 第一条 この法律は、国の債権の管理の適正を期すため、その管理に関する事務の処理について必要な機関及び手続を整えるとともに、国の債権の内容の変更、免除等に関する一般的基準を設け、あわせて国の債権の発生の原因となる契約に関する事務のうち、その内容とすべき基本的事項を定めるものとする。
- (定義)
- この法律において「国の債権」又は「債権」とは、金銭の給付を目的とする国の権利をいふ。
- 第二条 この法律において「債権の管理に関する事務」とは、国の債権について、債権者として行うべき事務を整えるとともに、その内容とすべき基本的事項を定めるものとする。
- 第三条 この法律において「各省各庁の長」とは、財政法（昭和二十二年法律第三十四号）第二十一条に規定する各省各庁をいい、「各省各庁の長」とは、同法第二十条第二項に規定する各省各庁の長を指す。
- 第四条 この法律において「歳入徴収官等」とは、各省各庁の長、各省各庁の長以外の国の機関で他の法令の規定により満納処分を執行する者が行うべき事務
- 第五条 弁済の受領に関する事務
- 第六条 金銭又は物品管理法（昭和三十一年法律第百十三号）第三十五条の規定により同法の規定を準用する動産の保管に関する事務
- 第七条 この法律において「各省各庁」とは、財政法（昭和二十二年法律第三十四号）第二十一条に規定する各省各庁をいい、「各省各庁の長」とは、同法第二十条第二項に規定する各省各庁の長を指す。
- 第八条 この法律において「歳入徴収官等」とは、各省各庁の長、各省各庁の長以外の国の機関で他の法令の規定により債権の管理に関する事務を行なうべきこととされているもの又は第五条第一項若しくは第二項の規定により債権の管理に関する事務を行なう者をいう。
- (適用除外)
- 第九条 この法律は、次に掲げる債権については、適用しない。ただし、当該債権のうち政令で定めるものについては、第三十九条及び第四十条の規定を適用する。
- 第十条 この法律は、次に掲げる債権については、適用しない。ただし、当該債権のうち政令で定めるものに係る債権（社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）の規定により振替口座簿に記載され、又は記録されたものを含む。）
- 第十一条 日本銀行に対する預金に係る債権その他会計法（昭和二十二年法律第三十五号）第三十三条から第四十条の二まで又は第四十八条の規定に基づき金銭の出納保管の事務を行う者（以下「現金出納職員」という。）がその保管に係る金銭を預託した場合の預託金に係る債権
- 第十二条 国税収納金整理資金に属する債権（積立金を含む。）の運用により生ずる債権
- 第十三条 法律の規定により国が保有する資金（積立金を含む。）の運用により生ずる債権
- 第十四条 寄附金に係る債権
- 第十五条 国の債権の管理等に関する法律

八 電子記録債権法（平成十九年法律第二百一号）第二条第一項に規定する電子記録債権の法律の一部を適用しないことができる。（他の法令との関係）

九 外国を債務者とする債権その他の政令で定める債権については、政令で定めるところにより、この法律の一部を適用する場合を除くほか、この法律の定めるところによる。

第二章 債権の管理の機関

(管理事務の実施)

第五条 各省各庁の長は、政令で定めるところにより、会計法第四条の二に規定する歳入徴収官、同法第二十四条に規定する支出官その他の職員で当該各省各庁又は他の各省各庁に所属するものに、当該各省各庁の所掌事務に係る債権の管理に関する事務（他の法令の規定により各省各庁の長以外の国の機関が行うべきこととされているものを除く。）を行わせることができる。

第六条 各省各庁の長は、政令で定めるところにより、各省各庁に所属する他の職員が前項の事務を行なうこととができる。

第七条 各省各庁の長は、必要があるときは、政令で定めるところにより、当該各省各庁の所掌事務に係る債権の管理に関する事務で自ら行なうもの又は第一項の規定により当該各省各庁の各省各庁に所属する職員が行なうものの一部をこれらの各省各庁に所属する他の職員に処理させることができる。

第八条 前項の規定は、第二項の場合及び他の法令の規定により各省各庁の長以外の国の機関が債権の管理に関する事務を行なう場合について準用する。

第九条 第二項の規定により都道府県が行うこととされる事務は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

第六条から第八条まで 削除

(管理事務の総括)

第十条 財務大臣は、債権の管理の適正を期すため、債権の管理に関する制度を整え、債権の管理に関する事務の処理手続を統一し、及び当該事務の処理について必要な調整をするものとする。

第十一条 財務大臣は、債権の管理の適正を期すため必要があると認めるとときは、各省各庁の長に対し、当該各省各庁の所掌事務に係る債権の内容及び当該債権の管理に関する事務の状況に関する報告を求め、又は当該事務について、当該職員をして実地監査を行わせ、若しくは閣議の決定を経て、必要な措置を求めることができる。

第三章 債権の管理の準則

(管理の基準)

第十一条 債権の管理に関する事務は、法令の定めるところに従い、債権の発生原因及び内容に応じて、財政上もつとも国の利益に適合するように処理しなければならない。（帳簿への記載）

第十二条 歳入徴収官等は、その所掌に属すべき債権が発生し、又は国に帰属したとき（政令で定める債権については、政令で定めるとき）は、政令で定める場合を除き、遅滞なく、債務者の住所及び氏名、債権金額並びに履行期限その他の政令で定める事項を調査し、確認の上、これを帳簿に記載し、又は記録しなければならない。当該確認に係る事項について変更があつた場合も、また同様とする。

第十三条 歳入徴収官等は、前項に規定するもののほか、政令で定めるところにより、その所掌に属する債権の管理に関する事務の処理につき必要な事項を帳簿に記載し、又は記録しなければならない。

第十四条 次の各号に掲げる者は、当該各号に掲げる場合には、遅滞なく、債権が発生し、又は国に帰属したことを、当該債権に係る歳入徴収官等に通知しなければならない。（発生等に関する通知）

第十五条 次の各号に掲げる者は、当該各号に掲げる場合には、遅滞なく、債権が発生し、又は国に帰属したことを、当該債権に係る歳入徴収官等に通知しなければならない。

一 法令の規定に基き国のために債権が発生し、又は國に帰属する原因となる契約その他の行為をする者 当該行為をしたとき（債権の発生又は帰属につき停止条件又は不確定の始期があるときは、当該行為に基き、条件の成就又は期限の到来により債権が発生し、又は國に帰属したとき）。

二 法令の規定に基き国のために支出負担行為（財政法第三十四条の二第一項に規定する支出負担行為をいう。以下同じ。）をする者 当該支出負担行為の結果返納金に係る債権が発生したことを知つたとき。

三 法令の規定に基き国のために契約をする者 当該契約に関して債権が発生し、又は國に帰属したことを見つたとき（前二号に該当する場合を除く。）。

四 現金出納職員、物品管理法第八条若しくは第十三条の規定に基き当該物品の供用に関する事務を行う者（同法第十条若しくは第十三条の規定に基き当該物品の供用に関する事務を行う者があるときは、その者）又は国有財産法（昭和二十三年法律第七十三号）第九条第一項若しくは第三項の規定に基き国有財産に関する事務を行う者）その取扱に係る財産に関する事務に関して債権が発生したことを知つたとき（前各号に該当する場合を除く。）。

（納入の告知及び督促） 第十三條 嶽入徵收官等は、その所掌に属する債権（申告納付に係る債権その他の政令で定める債権を除く。）について、履行を請求するため、会計法第六条の規定によるもののほか、政令で定めるところにより、債務者に対して納入の告知をしなければならない。

第二十一条 嶽入徵收官等は、その所掌に属する債権について、その全部又は一部が前項に規定する納入の告知で指定された期限（納入の告知を要しない債権については、履行期限）を経過してもなお履行されない場合には、債務者に対してその履行を督促しなければならない。

（納付の委託） 第二十四條 嶽入徵收官等は、その所掌に属する債権で履行期限を経過してもなおその全部又は一部が履行されていないものについて、債務者が証券について、その全部又は一部が前項に規定する納入の告知で指定された期限（納入の告知を要しない債権については、履行期限）を経過してもなお履行されない場合には、債務者に対してその履行を督促しなければならない。

（強制執行の請求等） 第二十二条 嶽入徵收官等は、その所掌に属する債権（国税徵収又は国税滞納処分の例によつて徵収する債権その他政令で定める債権を除く。）で履行期限を経過したものについて、その全部又は一部が第十三条第二項の規定による督促があつた後相当の期間を経過してもなお履行されない場合には、次に掲げる措置をとらなければならない。ただし、第二十一条第一項の措置をとる場合には、次に掲げる措置をとらなければならない。ただし、第二十一条第一項の措置をとる場合は、次に掲げる措置をとらなければならない。ただし、第二十一条第一項の措置をとる場合は、次に掲げる措置をとらなければならない。

（強制執行の請求等） 第二十三条 嶽入徵收官等は、その所掌に属する債権（国税徵収又は国税滞納処分の例によつて徵収する債権その他の政令で定める債権を除く。）で履行期限を延長する場合（他の法律の規定に基きこれらに準ずる措置をとる場合を含む。）その他各省各府の長が財務大臣と協議して定める特別の事情がある場合は、この限りでない。

（強制執行の請求等） 第二十四條 嶽入徵收官等は、その所掌に属する債権（保証人の保証がある債権を含む。以下同じ。）については、当該債権の内容に従い、その担保を処分し、若しくは法務大臣に対し競売その他の担保権の実行の手続をとることを求め、又は保証人に対して履行を請求すること。

（強制執行の請求等） 第二十五条 嶽入徵收官等は、その所掌に属する債権（次号の措置により債務名義を取得したものと含む。）については、法務大臣に対し、強制執行の手続をとることを求めること。

（強制執行の請求等） 第二十六条 嶽入徵收官等は、その所掌に属する債権（第一号に該当する債権で同号の措置をとつてなお履行されないものと含む。）については、法務大臣に対し、訴訟手続（非訟事件の手続を含む。）により履行を請求することを求めてこと。

（履行期限の繰上） 第二十七条 嶽入徵收官等は、その所掌に属する債権について履行期限を繰り上げることができる理由が生じたことを知つたときは、直ちに、そのための措置をとらなければならない。

（債権の申出） 第二十八条 嶽入徵收官等は、その所掌に属する債権について、次に掲げる理由が生じたことを知つた場合において、法令の規定により国が債権者として配当の要求その他債権の申出をすることができるときは、直ちに、そのための措置をとらなければならない。

（債権の申出） 第二十九条 嶽入徵收官等は、その所掌に属する債権について、國が債権者として占有すべき金銭以外の担保物（債務者に属する権利を代位して行うことにより受領する物を含む。以下この条において同一。）及びもっぱら債権又は債権の担保に係る事項の立証に供すべき書類その他の物件を、善良な管理者の注意をもつて、整備し、かつ、保存しなければならない。

（担保及び証拠物件等の保存） 第三十条 嶽入徵收官等は、その所掌に属する債権について担保が提供されたときは、遅滞なく、前項の場合において、担保物（債務者に属する権利を代位して行うことにより受領する物を含む。以下この条において同一。）及びもっぱら債権又は債権の担保に係る事項の立証に供すべき書類その他の物件を、保管するものとし、同法第二十三条の出納命令は、嶽入徵收官等が行うものとする。

（債権の申出） 第三十一条 嶽入徵收官等は、その所掌に属する債権（国税徵収又は国税滞納処分の例によつて徵収する債権その他政令で定める債権を除く。次項において同じ。）で履行期限（履行期限の定め

（債権の申出） 第三十二条 嶽入徵收官等は、その所掌に属する債権について、國が債権者として占有すべき金銭以外の担保物（債務者に属する権利を代位して行うことにより受領する物を含む。以下この条において同一。）及びもっぱら債権又は債権の担保に係る事項の立証に供すべき書類その他の物件を、保管するものとし、同法第二十三条の出納命令は、嶽入徵收官等が行うものとする。

(履行延期の特約等に代わる和解)

第二十八条 歳入徴収官等は、前四条の規定により履行延期の特約等をしようとする場合において、民事訴訟法(平成八年法律第百九号)第二百七十五條の和解によることを相当と認めるときは、法務大臣に対し、その手続をとることを求めるものとする。

(市場金利の低下による利率の引下)

第二十九条 歳入徴収官等は、その所掌に属する貸付金に係る債権その他の契約に基く債権に係る利息(延滞金を含む。)で、その利率(延滞金の計算の基準となつてゐる割合を含む。以下この条において同じ。)が一般金融市場における金利に即して定められたものについて、当該金利が低下したことにより、その利率を維持することが不適当となつたときは、これを是正するため必要な限度において、その利率を引き下げる特約をすることができる。

(更生計画案等についての同意)

第三十条 法務大臣は、国の債権について、民事再生法(平成十一年法律第二百二十一号)の規定により決議に付された若しくは付されるべき再生計画案(同様再生の場合にあつては裁判所に提出された再生計画案)又は会社更生法(平成十四年法律第二百五十四号)若しくは金融機関等の更生手続の特例等に関する法律(平成八年法律第九十五号)の規定により決議に付された更生計画案若しくは変更計画案がこれらの法律の規定に違反しないものであり、かつ、その内容が債務者が遂行することができる範囲内において国の不利益を最少限度にするよう(和解等)

第三十一条 法務大臣は、國の債権について、この法律その他の法令の規定により認められた内容によるほか、法律上の争いがある場合には、その争いを解決するためやむを得ず、かつ、國にとつて当該債権の徴収上有利と認められる範囲内において、裁判上の和解(以下「和解」という。)をし、民事調停法(昭和二十六年法律第二百二十二号)若しくは労働審判法(平成十六年法律第四十五号)による調停(以下「調停」という。)に応じ、又は同法第二十一条第一項の規定による異議の申立てをしないことができる。ただし、債権の性質がこれに適しない場合は、この限りでない。(免除)

第三十二条 歳入徴収官等は、債務者が無資力又はこれに近い状態にあるため履行延期の特約等(和解、調停又は労働審判(労働審判法第二十条の規定による労働審判をいう。第三十八条第三項において同じ。)によつてする履行期限の延長で当該履行延期の特約等に準ずるもの)を含む。以下この条において同じ。)をした債権について、当初の履行期限(当初の履行期限後に履行延期の特約等をした場合は、最初に履行延期の特約等をした日)から十年を経過した後において、なお債務者が無資力又はこれに近い状態にあり、かつ、弁済することができることとなる見込みがないと認められる場合には、当該債権並びにこれに係る延滞金及び利息を免除することができる。

2 前項の規定は、第二十四条第一項第六号に掲げる理由により履行延期の特約等をした貸付金に係る債権で、同号に規定する第三者が無資力又はこれに近い状態にあることに基いて当該履行延

期の特約等をしたものについて準用する。この場合における免除については、債務者が当該第三条歳入徴収官等は、履行延期の特約等をした債権につき延納利息(第二十六条第一項本文の規定による利息をいう。以下同じ。)を附した場合において、債務者が当該債権の金額の全部に相当する金額をその延長された履行期限内に弁済したときは、当該債権及び延納利息については、債務者の資力の状況によりやむを得ない事情があると認められる場合に限り、当該延納利息の全部又は一部に相当する金額を免除することができる。(延滞金に関する特則)

第三十三条 国の債権(利息を附すこととなつてゐる債権及び特別の法律において延滞金に関する定のある債権を除く。以下この条において同じ。)に係る延滞金は、履行期限内に弁済されなかつた当該債権の金額が千円未満である場合には、附さない。

2 国の債権及びこれに係る延滞金については、弁済金額の合計額が当該債権の金額の全部に相当する金額に達することとなつた場合において、その時までに附される延滞金の額(その時までに徴収された金額を含む。以下この条において同じ。)が百円未満であるときは、当該延滞金の額に相当する金額を免除することができる。

3 国が設置する教育施設の授業料に係る債権その他政令で定める國の債権及びこれらに係る延滞金については、弁済金額の合計額が当該債権の金額の全部に相当する金額に達することとなつた場合には、政令で定めるところにより、その時までに付される延滞金の額に相当する金額を免除することができる。

第五章 債権に関する契約等の内容

(債権に関する契約等の内容)

第三十四条 法令の規定に基き國のために契約その他の債権の発生に関する行為をすべき者(以下「契約等担当職員」という。)は、当該債権の内容を定めようとするときは、法律又はこれに基く命令で定められた事項を除くほか、債権の減免及び履行期限の延長に関する事項についての定をしてはならない。

第三十五条 契約等担当職員は、債権の発生の原因となる契約について、その内容を定めようとする場合には、契約書の作成を省略することができる場合その他政令で定める場合を除き、次に掲げる事項についての定をしなければならない。ただし、当該事項について他の法令に規定がある場合は、その事項については、この限りでない。

一 債務者は、履行期限までに債務を履行しないときは、延滞金として一定の基準により計算した金額を国に納付しなければならないこと。

二 分割して弁済させることとなつてゐる債権について、債務者が分割された弁済金額についての履行を怠つたときは、当該債権の全部又は一部について、履行期限を繰り上げることができること。

三 担保の附されている債権について、担保の価額が減少し、又は保証人を不適当とする事情が生じたときは、債務者は、国の請求に応じ、増担保の提供又は保証人の変更その他担保の変更をしなければならないこと。

四 関して、質問し、帳簿書類その他の物件を調査し、又は参考となるべき報告若しくは資料の提出を求める。

五 債務者が前号に掲げる事項についての定に従わないときは、当該債権の全部又は一部について、履行期限を繰り上げることができる。

第三十六条 前条の場合において、当該債権が國の貸付金(使途の特定しないものを除く。)に係るものであるときは、契約等担当職員は、同条各号に掲げる事項のほか、次に掲げる事項についての定をするものとする。

一 債務者は、当該貸付金を他の使途に使用してはならないこと、又は当該貸付金を他の使途に使用する場合には、各省各府の長(その委任を受けた者を含む。以下この条において同じ。)の承認を受けなければならないこと。

二 債務者は、当該貸付金の貸付の対象である事務又は事業(以下「貸付事業等」という。)に要する経費の配分その他貸付事業等の内容で、当該契約で特に定めるもの(以下単に「貸付事業等の内容」という。)の変更をする場合には、各省各府の長の承認を受けなければならないこと。

三 債務者は、貸付事業等を中止し、又は廃止する場合には、各省各府の長の承認を受けなければならないこと。

四 債務者は、貸付事業等が予定の期間内に完了しない場合又は貸付事業等の遂行が困難となつた場合には、すみやかに各省各府の長に報告して、その指示に従わなければならぬこと。

五 債務者は、貸付事業等により取得し、又は効用の増加した財産で、当該貸付の契約で定めるものを、当該契約で定める期間内に、貸付の目的に反して使用し、処分し、又は担保に供する

10 この法律の施行前に発生し、又は国に帰属した債権については、政令でこの法律の特例を設けることができる。

附 則（昭和三十三年四月三〇日法律第一〇六号）
この法律は、昭和三十三年七月一日から施行する。

附 則（昭和四五年六月一日法律第一一一号）抄
(施行期日)

1 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第六条、第八条、附則第十七項及び附則第十八項の規定は公布の日から起算して六月をこえない範囲内において政令で定める日から、第三十九条、附則第九項から附則第十一項まで及び附則第十五項（運輸省設置法（昭和二十四年法律第二百五十七号）第四十六条の改正規定を除く。）の規定は公布の日から起算して三月を経過した日から施行する。

附 則（昭和四六年六月一日法律第九六号）抄

(施行期日等)

1 この法律は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に掲げる日から施行する。

一 略

二 第五条から第十一条まで並びに附則第四項及び第二十三項、公布の日から起算して六月をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則（平成八年六月二一日法律第九五号）抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成九年四月一日から施行する。

附 則（平成八年六月二六日法律第一一〇号）抄

この法律は、新民訴法の施行の日から施行する。

附 則（平成一〇〇六年六月一五日法律第一一〇七号）抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成十年十一月一日から施行する。

附 則（平成一一年七月一六日法律第八七号）抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成十二年四月一日から施行する。

の処分その他の行為（以下この条において「処分等の行為」という。）又はこの法律の施行の際に改正前のそれぞれの法律の規定によりされている許可等の申請その他の行為（以下この条において「申請等の行為」という。）で、この法律の施行の日においてこれらの行為に係る行政事務を行うべき者が異なることとなるものは、附則第二条から前条までの規定又は改正後のそれぞれの法律（これに基づく命令を含む。）の経過措置に関する規定に定めるものを除き、この法律の施行の日以後における改正後のそれぞれの法律の適用については、改正後のそれぞれの法律の相当規定によりされた処分等の行為とはみなす。

2 この法律の施行前に改正前のそれぞれの法律の規定により国又は地方公共団体の機関に對し報告、届出、提出その他の手続をしなければならない事項で、この法律の施行の日前にその手続がされていないものについては、この法律及びこれに基づく政令に別段の定めがあるもののほか、これを、改正後のそれぞれの法律の相当規定により国又は地方公共団体の相当の機関に對して報告、届出、提出その他の手続をしなければならない事項についてその手續がされていないものとみなして、この法律による改正後のそれぞれの法律の規定を適用する。

(不服申立てに関する経過措置)

第一百六十一条 施行日前にされた国等の事務に係る処分であつて、当該処分をした行政庁（以下この条において「上級行政庁」という。）に施行日前に行政不服審査法に規定する上級行政庁（以下この条において「下級行政庁」という。）があつたものについての同法による不服申立てについては、施行日以後においても、当該処分に引き続き上級行政庁があるものとみなして、行政不服審査法の規定を適用する。この場合において、当該処分の上級行政庁とみなされる行政庁は、施行日前に当該処分の上級行政庁であった行政庁とする。

(その他の経過措置の政令への委任)

前項の場合において、上級行政庁とみなされる行政庁が地方公共団体の機関であるときは、当該機関が行政不服審査法の規定により処理することとされる事務は、新地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

(検討)

第二百六十四条 この附則に規定するものほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

(検討)

第二百五十五条 新地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務については、できる限り新たに設けることのないようにするとともに、新地方自治法別表第一に掲げるもの及び新地方自治法に基づく政令に示すものについては、地方分権を推進する観点から検討を加え、適宜、適切な見直しを行ふものとする。

第二百五十六条 政府は、地方公共団体が事務及び事業を自主的かつ自立的に執行できるよう、国と地方公共団体との役割分担に応じた地方税財源の充実確保の方途について、経済情勢の推移等を勘案しつつ検討し、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附 則（平成一一年一二月二二日法律第一六〇号）抄

(施行期日)

第一条 この法律（第二条及び第三条を除く。）は、平成十三年一月六日から施行する。ただし、次に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第九百九十五条（核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律附則の改正規定に係る部分に限る。）第千三百五条、第千三百六条、第千三百二十四条第二項、第千三百二十六条第二項及び第千三百四十四条の規定

附 則（平成一一年一二月二二日法律第一六〇号）抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(民法等の一部改正に伴う経過措置)

第二十五条 この法律の施行前に和議開始の申立てがあつた場合又は当該申立てに基づきこの法律の施行前若しくは施行後に和議開始の決定があつた場合においては、当該申立て又は決定に係る

次の各号に掲げる法律の規定に定める事項に関する取扱いについては、この法律の附則の規定による改正後のこれらの規定にかかわらず、なお従前の例による。

十　國の債権の管理等に関する法律第三十三条

附　則（平成一三年六月二七日法律第七五号）抄

（施行期日等）

この法律は、平成十四年四月一日（以下「施行日」という。）から施行し、施行日以後に発行される短期社債等について適用する。

（その他の経過措置の政令への委任）

第八条　この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

（検討）

第九条　政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、この法律の施行状況、社会経済情勢の変化等を勘案し、振替機関に係る制度について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

附　則

（平成一四年六月一二日法律第六五号）抄

（施行期日）

第一条　この法律は、平成十五年一月六日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一　略

二　第三条並びに附則第三条、第五十八条から第七十八条まで及び第八十二条の規定　この法律の施行の日（以下「施行日」という。）から起算して五年を超えない範囲内において政令で定める日

（国の債権の管理等に関する法律の一部改正に伴う経過措置）

第六十八条　附則第三条の規定によりなおその効力を有するものとされる旧社債等登録法の規定による登録社債等については、前条の規定による改正前の国の債権の管理等に関する法律第三条第一項第二号の規定は、なおその効力を有する。

（その他の経過措置の政令への委任）

第八十五条　この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附　則

（平成一四年一二月一三日法律第一五一号）抄

（施行期日）

第一条　この法律は、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成十四年法律第一百五十一号）の施行の日から施行する。

（その他の経過措置の政令への委任）

第五条　第三条に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附　則

（平成一四年一二月一三日法律第一五五号）抄

（施行期日）

第一条　この法律は、会社更生法（平成十四年法律第一百五十四号）の施行の日から施行する。

（施行期日）

第一条　この法律は、平成十六年四月一日から施行する。

（その他の経過措置の政令への委任）

第八条　附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

（施行期日）

第一条　この法律は、公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附　則

（平成一六年五月一二日法律第四五号）抄

（施行期日）

第一条　この法律は、公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附　則　（平成一六年六月二日法律第七六号）抄
(施行期日)

第一条　この法律は、破産法（平成十六年法律第七十五号）。次条第八項並びに附則第三条第八項、第五条第八項、第十六項及び第二十一項、第八条第三項並びに第十三条において「新破産法」という。の施行の日から施行する。

第五条第八項、第十六項及び第二十一項、第八条第三項並びに第十三条において「新破産法」という。の施行の日から施行する。

附　則　（平成一七年一〇月二一日法律第一〇二号）抄

（施行期日）

第一条　この法律は、公布の日から起算して五年を超えない範囲内において政令で定める日（以下「施行日」という。）から施行する。

附　則　（平成一八年六月七日法律第五三号）抄

（施行期日）

第一条　この法律は、平成十九年四月一日から施行する。

附　則　（平成一九年六月一三日法律第八五号）抄

（施行期日）

第一条　この法律は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

附　則　（平成一九年六月二七日法律第一〇二号）抄

（施行期日）

第一条　この法律は、公布の日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附　則　（平成一九年六月二一日法律第四五号）抄

（施行期日）

第一条　この法律は、公布の日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附　則　（平成一九年五月三一日法律第一六号）抄

（施行期日）

第一条　この法律は、民法改正法の施行の日から施行する。ただし、第百三条の二、第百三条の三、第二百六十七条の二、第二百六十七条の三及び第三百六十二条の規定は、公布の日から施行する。

附　則　（令和元年五月三一日法律第一六号）抄

（施行期日）

第一条　この法律は、公布の日から起算して九月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。